仕 様 書

１　概要

（１）対象建物及び需要場所　　　　 　別紙１のとおり

（２）業種及び用途　　　　　　　 　　別紙１のとおり

２　仕様

（１）電気供給条件

　　ア 電気方式　　　　　　 　　　　 別紙１のとおり

　　イ 供給電圧　　　　　　 　　　 別紙１のとおり

　　ウ 計量電圧　　　　　　 　　 　 別紙１のとおり

　　エ 標準周波数　　　　　 　　 　別紙１のとおり

　　オ 受電方式　　　　　　 　　　　 別紙１のとおり

　　カ 蓄熱設備　　　　　　 　　　　 別紙１のとおり

　　キ 業務用電化厨房設備契約の有無　別紙１のとおり

　　ク 発電設備　　　　　　 　　 　　別紙１のとおり

　　　① 非常用発電設備　　 　　 　　別紙１のとおり

　　　② 常用発電設備　　　 　　 　　別紙１のとおり

　　ケ 電力量の検針

　　　① 自動検針装置の有無　　 　　 別紙１のとおり

　　　② 検針方法　　　　　　　 　　 別紙１のとおり

（２）契約電力、予定使用電力量

　　① 契約電力　　　　　　 　　　　 別紙２のとおり

　　（その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

　　② 予定使用電力量　　　　　 　　 別紙２のとおり

　　（令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの使用料見込み）

　　　ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については、次の電力使用実績のとおりとする。

　　③ 各月の電力使用計画（実績）は、別紙２のとおり

（３）契約使用期間

　　　令和４年４月の計量日から令和５年４月の計量日の前日まで

（４）需要地点

　　　供給場所内の柱上に施設した高圧気中開閉器の電源側接続点

（５）電気工作物の財産分界点

　　　（４）に同じ

（６）保安上の責任分界点

　　　（４）に同じ

（７）検針日及び計量

　　　 各月の検針日は、供給者との協議により予め定めた日によるものとする。計量は計量器により記録された値によるものとする。

（８）代金の算定期間

　　　 代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

（９）力率

　　① 供給者は契約期間において、その１月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことが出来るものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとする。

　　② 力率は、その月の午前８時から午後１０時までの時間における平均力率とする。単位はパーセントとし、小数点以下第１位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は１００パーセントとする。）

　　 平均力率の算定式は次のとおり。

　　 平均力率（％）＝有効電力量 ／ 　(有効電力量)2＋(無効電力量)2 ×１００

　　③ 契約期間における予定平均力率は１００パーセントとする。

（10）燃料調整費

　　　 供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要になった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

　　　 なお、燃料費の調整を行う場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとする。

（11）再生可能エネルギー発電促進賦課金

　　　 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとする。

（12）精算金

　　　 契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

　　　 なお、精算金の算定を行う場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じ算定するものとし、その金額は双方協議の上決定するものとする。

（13）支払方法

　　　 供給者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、舞鶴市は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

（14）契約及び請求方法

　　　 契約は、対象３０施設のうち、市民病院とそれ以外の２９施設に分けて契約書を作成する。また請求については、施設ごとに請求するものとする。

（15）その他

　　　 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとする。